

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年3月31日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第3号

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成19年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「送致され、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。